

(案)

だいさんじきたもとししょうがいしゃふくしけいかく
第三次北本市障害者福祉計画

^{へいせい} ^{ねんど} ^{れいわ} ^{ねんど}
【平成29年度～令和8年度】

ちゅうかんねん みなお
中間年の見直し

要約版

^{れいわ} ^{ねん} ^{がつじてん}
令和3年12月時点

○本計画では、「障がい者」等の表記については、平成 23 年に定めた「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。

○本計画における「障がいのある人」等の範囲は、特に定めがない限り、以下のとおりです。

「障がいのある人」…身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)及び難病患者であって児童を含むもの。

「障がい者」…障害者総合支援法に定める「障害者」。

「障がい児」…児童福祉法に定める「障害児」。

じょろん

序論

けいかく きほんじこう 計画の基本事項

けいかく さくてい しゅし 計画策定の趣旨

本市では、「北本市障害者福祉計画(計画期間:平成12年度～21年度)」を策定し、以降、種々の状況の変化を踏まえて策定した「第二次障害者福祉計画(計画期間:平成19年度～28年度)」、その後期計画に相当する「第二次障害者福祉計画－中間年の見直し－(計画期間:平成24年度～28年度)」を経て、平成29年3月に「第三次北本市障害者福祉計画(計画期間:平成29年度～令和8年度)」を策定し、基本理念を「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」と定め、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

令和3年度は、「第三次北本市障害者福祉計画」(計画期間:平成29年度～令和8年度)の中間年にあたるため、障がい者(児)施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ、後期計画に相当する本計画を策定するものです。

けいかく いち 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者(児)施策の基本方向を定めた計画であり、上位の計画である「北本市総合振興計画」、関連する計画である「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北本市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図った計画です。

けいかく きかん 計画の期間

本計画(中間年の見直し版)の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間のうち、後半の令和4年度から令和8年度までに対応するものです。

けいかく せいかく やくわり 計画の性格と役割

本計画は、北本市に居住する障がいのある人たちのライフステージや個々のニーズに応じて、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等すべての分野での施策をまとめ、障がい者(児)福祉施策の長期的で基本的な方向を明確化するものです。また、本計画に位置づけられた施策については、計画期間中に実施すべき施策のほか、検討または研究課題についても施策として示しています。

けいかく たいしょう 計画の対象

障がい者とは、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

本計画における「障がい者(児)(障がいのある人)」は、障害者基本法第2条に定めるとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*に起因する身体又は精神上の障がい等により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人としします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者(障がいのある人)の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されることがあります。なお、18歳未満の者に対象を限定する場合、「障がい児」と表記します。

.....

* **社会的障壁**: 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

* **発達障がい**: 発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

* **高次脳機能障がい**: 外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障がい者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障がい者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

* **難病**: 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。令和3年11月現在で366疾病が指定されている。

けいかく すいしん 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関等と十分に連携して、行財政の状況に配慮しながら、関連する施策が効果的・効率的に展開されるように努めます。また、国・県の基本的な考えを踏まえつつ、障害保健福祉圏域内の市町との連携や北本市における他の行政プランとの整合性も念頭に置き、計画の適切な推進を図ります。

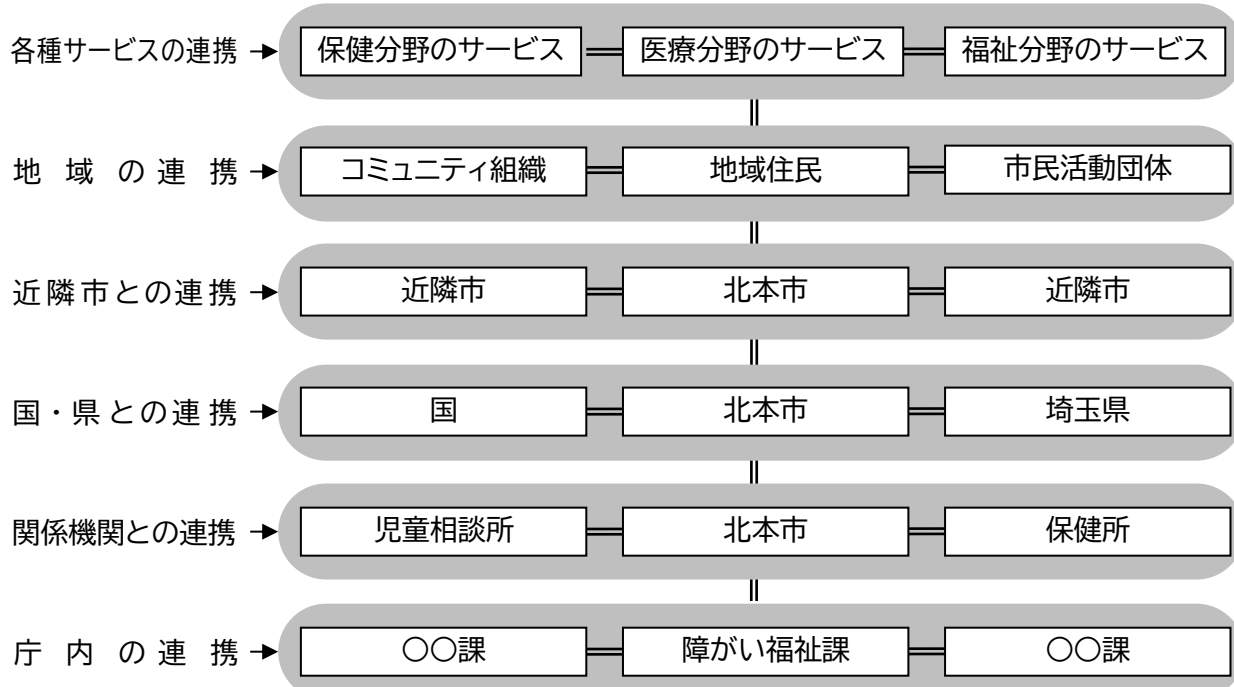
また、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の視点を取り入れ、SDGs達成に貢献していきます。

なお、本計画は行政計画であるとともに、市民・関係団体・市(行政)等が協力して障がいのある人が様々な活動に取り組むための指針となります。障がいのある人自身と障がい者関係団体を中心として、すべての市民、自治会をはじめとするコミュニティ組織、保健・医療・福祉等の関係機関、企業、市(行政)等が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、連携を強化しながら計画の着実な推進を図ります。

計画の推進にあたってのキーワードは「連携」

～ 限られた資源を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます ～

連携の例



障がい者施策は単に福祉サービスの提供だけにとどまらず、社会参加や生きがい対策など、生活の質をより高めるための支援も重要になってくることから、様々な社会資源を有効に活用しながら、またお互いが連携しながら、個々人の個性や生活ニーズに応じた様々な支援方策を推進していくことが大切です。

しょう ひと と ま しょうきょう 障がいのある人を取り巻く状況

しょう しゃ じ とう しょうきょう 障がい者(児)等の状況

令和3年3月31日現在、身体障害者手帳*所持者は1,968人、療育手帳*所持者は455人、精神障害者保健福祉手帳*所持者は556人となっています。平成30年からの3年間で、身体障害者手帳所持者が52人減少する一方、療育手帳所持者が27人、精神障害者保健福祉手帳所持者が89人それぞれ増加しています。

人口に占める割合は3障がい合わせて4.52%となっています。

■各手帳所持者数・構成比の推移

	平成 30 年	平成 31 年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年
人口	66,935 100%	66,468 100%	66,230 100%	65,920 100%
身体障害者手帳所持者	2,020 3.02%	2,020 3.04%	2,017 3.05%	1,968 2.99%
療育手帳所持者	428 0.64%	441 0.66%	447 0.67%	455 0.69%
精神障害者保健福祉手帳所持者	467 0.70%	489 0.74%	521 0.79%	556 0.84%
3障がい合計	2,915 4.35%	2,950 4.44%	2,985 4.51%	2,979 4.52%

(単位:人、各年3月末現在)

※構成割合は、四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

.....
*身体障害者手帳:身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

*精神障害者保健福祉手帳:一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

*療育手帳:知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

これまでの取組み状況等をふまえ、第三次北本市障害者福祉計画の6つの基本目標に沿って、現状・課題を整理します。

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

- 障がいのある人が地域において安心して日常生活または社会生活を営むためには、様々な分野(福祉・教育・就労等)にわたる支援が必要であり、相談支援の充実に努めています。また、庁舎には相談ブースを3か所、相談室を15室設置して、安心して相談できる環境を整備しています。
- 鴻巣市と共同で設置している鴻巣・北本地域自立支援協議会では、専門部会も設置し、地域の課題を共有し、社会資源の開発等について協議しています。また、支援困難事例の対応の在り方についても協議し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。
- 障害者総合支援法に基づく「地域相談支援」は地域移行支援と地域定着支援があり、地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。地域移行支援は、平成29年度まで利用者はいませんでしたが、令和元年度の利用者は月平均1.3人で、増加傾向にあります。引き続き、相談に適切に対応できる体制の充実が必要です。
- 障害者総合支援法では、市町村が行うこととされている地域生活支援事業の中に「障害者相談支援事業」が設けられています。本市では令和元年度に1か所拡充し、現在は3か所(「しゃろーむ北本」、「夢の実」および「あすなろ」)で障害者相談支援事業を実施しています。今後も、市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、より相談しやすい体制をつくるため、相談支援体制を強化していくことが必要です。
- 障害者総合支援法に基づく、地域における相談支援の中核的な役割(専門的な相談や地域の相談支援体制の強化)を担う基幹相談支援センターを、令和2年4月より鴻巣市と共同で設置しました。複合的な課題を抱えた事例も増加していることから、適切な相談支援やサービスの提供が図れるよう努めていきます。

- 複合・複雑化した課題の多くは個別性が高く、福祉領域以外の課題も関係しており、個々の状況に応じて継続的に対応する必要があります。こうした支援ニーズやケアラーへの支援に対応するため、令和2年度に改正された社会福祉法や埼玉県ケアラー支援条例(令和2年3月公布・施行)の趣旨を踏まえ、関係機関と協議し、重層的な支援体制の構築を進めていく必要があります。
- コミュニケーションの円滑化に向けて、平成30年10月に施行した北本市手話言語条例により、手話への理解と手話の普及促進を図っています。本市では令和3年4月より通信機器(パソコン)等を利用して遠隔での手話通訳の対応を行う遠隔手話通訳事業を実施しており、令和3年7月より公共インフラとして、通訳オペレーターが手話や文字と音声を通訳することにより、電話で双方をつなぐ電話リレーサービスが開始されています。引き続き、誰もが情報を得やすい環境づくりを推進していくことが必要です。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいます。

基本目標2 ^{きほんもくひょう} 地域^{ちいき}で自立^{じりつ}した生活^{せいかつ}を送る^{おく}ための育ち^{そだ}や学び^{まな}を実現^{じつげん}する 基盤^{きばん}づくり

- 障がいのある子どもたちに対しては、社会活動に参加できるよう、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を構築することが重要です。本市では、児童発達支援センターを設置し、発達に障がいまたは遅れがあると思われる子どもたちに対して、基本的な生活習慣を身につけることや、社会生活への適応性を高めるために必要な訓練、指導などを行っています。また、児童発達支援センターの職員が保育所等の訪問や巡回相談を行い、支援の拡大に努めています。
- 福祉分野と教育分野の連携の面からは、教育委員会の指導主事が児童発達支援センターに出向き、保護者を対象に就学に関する説明や、指導主事や就学支援委員が保育園や幼稚園へ出向いて行動観察を行い、学校での受け入れが可能かどうか確認を行っています。
- 学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う放課後等デイサービスを令和3年4月1日現在市内5か所で実施しています。アンケート調査(令和元年度)からの利用意向は高く、利用実績も微増傾向にあります。引き続き、適切な発達支援が行われるようサービスの確保とともに、質の向上を求めていく必要があります。

- 特別支援学級については、令和3年4月1日現在、22名の支援員を配置し、きめ細かな支援を図れるよう支援体制の充実を図っています。
- ハード面では、小・中学校11校のうち9校において、児童・生徒が利用できるエレベーターを設置し、市内小・中学校のすべてにスロープや手すりを設置しています。
- 市内7小学校区すべてに学童保育室を設置しており、利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを行っています。
- 特別支援学校との支援籍交流や特別支援学級と通常学級の交流を通して、ノーマライゼーションの精神を育てています。また、交流教育を推進するため、研修により特別支援教育コーディネーターの充実を図っています。
- 医療的ケア児とその家族に対する支援は、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じて関係機関の連携の下に、切れ目ない支援体制の構築が求められています。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいます。

基本目標3 きほんもくひょう 働くを実現するための基盤づくり はたら じつげん きばん

- 市職員の雇用については、国で定める市町村の法定雇用率(2.6%:令和3年3月現在)を下回っているため、改善していく必要があります。今後は、単に数(率)を維持・増加するだけでなく、より多様な部署での配置や職域拡大を図り、様々な障がいのある人の雇用を進める必要があります。また、特別支援学校等から実習の相談があった場合にはできる限り受け入れを検討しています。平成30年度には、図書館において1件の受け入れを行いました。令和元年度以降の受入実績はない状況です。
- 障がい福祉課に設置した「障がい者就労支援センター」では、就労支援相談員が、就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就労後も定期的に職場訪問を行い、会社側から本人の職場での状況について報告を受けながら、本人の意見を聞き、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援しています。令和3年3月31日現在の登録者数は153人、就労者数は78人となり、登録者の半数以上が就労に結びついています。

- 毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの優先的・積極的な物品等の購入を進めています。令和2年度の調達実績は約57万円となっています。また、市役所内に常設の授産品等販売所を設置しているほか、各種イベント(福祉まつり、きたもと朝市等)への出店など、授産品等の販売拡大を支援しています。
- アンケート調査(令和元年度)では、仕事の形態別でみると「アルバイト、臨時、パート、嘱託」または「就労継続支援、就労移行支援などの事業所、作業所」で、「給与・工賃などが少ない」ことが、仕事をする上で困っていることの上位に挙がっています。
- 主要施策の進捗状況については、「個別目標1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること」に関連する4つの主要施策のいずれもが「C 評価:計画より遅れている」となっています。

基本目標4 きほんもくひょう暮らしを支えるく基盤ささづくりきばん

- 障がいの早期発見については、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達や健康上の問題の早期の把握に努めています。また、1歳6か月児健診後等の経過観察児を対象に個別相談も実施しています。
- 平成26年10月に完成した新庁舎においては、平成7年3月施行の「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び令和3年4月から一部改正施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」等を遵守することはもとより、来訪者とともに職員を含めた様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン*」の推進を図っています。また、庁舎案内においては、ユニバーサルフォント及びピクトグラムを導入し、わかりやすく適切な情報提供に努めています。
- 障がいのある人が安心して外出できる歩行空間づくりに向けて、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを進めています。今後も引き続き整備に取り組む必要があります。
- 令和3年3月末現在、市内にはグループホームが1か所(定員9人)設置されていますが、利用は増加傾向となっています。施設や病院からの地域移行の促進や介護者(親)の高齢化等に伴い、今後さらに必要性が増すサービスであるため、引き続き整備に取り組む必要があります。

- 市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、自ら避難することが困難な人(避難行動要支援者)に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助け(避難支援)が地域の中で安全かつ速やかに行われることを目的とした「避難行動要支援者避難支援制度」を推進しています。アンケート調査(令和元年度)でも、災害発生時にひとりで避難が「できない」と答えた人のうち約半数が、近所に助けてくれる人が「いない」と回答があることから、「避難行動要支援者に係る個別避難計画」の策定を進めていく必要があります。
- 大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者のための福祉避難所の設置を進めており、令和3年4月1日現在6か所の施設を指定しています。今後も、さらなる協定締結に努めるとともに、障がいの状況等に配慮し、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資・機材等の備蓄や調達体制の整備・充実に向けて関係機関等との連携を強化していく必要があります。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会をつくることは重要なことです。スポーツに関しては、埼玉県障害者スポーツ大会(彩の国ふれあいピック)に市内からも障がいのある人が参加しています。また令和2年度には、きたもとスポーツフェスティバルにおいて、パラリンピックの大会種目でもあるボッチャを開催し、障がい者スポーツのPRや普及推進に努めました。今後も県内外で行われる様々なスポーツ大会への参加促進を図るとともに、参加者・支援者への支援を進めていく必要があります。そして、スポーツを活発にしていくために不可欠な、指導者の育成・確保の方策についても検討をしていく必要があります。
- 現在、公民館等はバリアフリー構造で、障がいのある人もない人も利用できるようになっていきます。今後も公民館等を活用して、障がいのある人の文化・レクリエーション事業への参加を支援するとともに、市民向けの諸行事への参加も促進しています。また令和2年度から、障がい福祉団体等で制作された作品の展示等を市庁舎内にて実施しています。今後、支援策の検討を進めていく必要があります。

- 視覚がい、発達障がいや肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を推進していくことが求められています。
- 中央図書館では、対面朗読を行うほか、録音図書作成や大活字本の購入を進め、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っており、引き続き、録音図書サービスの拡充、周知に努める必要があります。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

- 障がいや障がいのある人への市民の理解を広めていくためには、市広報紙やホームページ等の様々な機会を活用して、引き続き、頻繁かつ継続的に啓発・広報活動を進めていく必要があります。また、ボランティア活動に関する啓発・広報活動については、主に北本市社会福祉協議会の広報紙に頼っており、今後も社会福祉協議会と連携して市からの情報提供等を推進していく必要があります。
- 本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料(「ふれあい」「けやき」「じんけん」)を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童・生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。また、市内小・中学校の総合学習等での福祉体験の際に、地域の福祉施設などの関係団体との連携により、手話・車いす・点字・アイマスク・盲導犬体験等、福祉に関する体験活動を実施しています。
- 現在、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進を総合的に進めています。地域福祉の担い手の養成については、北本市社会福祉協議会が各種講習会を開催し、ボランティア活動参加へのきっかけづくりや、活動のための継続的な支援を行っています。
- 北本市社会福祉協議会が毎年9月の第2日曜日を「福祉の日」と定め、高齢者や心身に障がいのある人が、地域において安心して生活できるためのふれあいの場づくりや、思いやりと福祉の心を広げるまちづくりに役立てることを目的として「きたもと福祉まつり」が総合福祉センターで開催されています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

- 障害者差別解消法では、行政機関や事業者による不当な差別的扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮の求められた場合には、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮を行うことが求められています（行政機関は義務）。令和3年6月に公布された改正法では、事業者の合理的配慮の提供が努力義務から義務化（公布から3年以内に施行）されます。
- 地方公共団体において職員が適切に対応できるよう、本市においても「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、周知徹底を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨や「合理的な配慮」の考え方について、新規採用職員研修時等に周知を行っています。
- アンケート調査（令和元年度）では、成年後見制度や障害者虐待防止法の認知度は低い水準であったことから、権利擁護に関する啓発や制度の周知等の取組を進めていく必要があります。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

しょう しゃふくし きほんてき かんが かと 障がい者福祉の基本的な考え方

けいかく きほんりねん 計画の基本理念

ささ く きたもと じつげん
支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現

ほんし
本市は、

しょうがいしゃきほんほう りねん もと
障害者基本法の理念に基づき、

しょう
障がいがあってもなくても、

だれひとりわけへだ
だれひとり分け隔てられることなく、

おたがい じんかく こせい そんちよう ささ
お互いの人格と個性を尊重し支えあう、

きょうせい すす
共生のまちづくりを進めます。

けいかく きほんほうしん 計画の基本方針

ほうしん しえん しつ たか れんけい ひろ 方針1 支援の質を高め、連携を広げる

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題の相談に適切に対応していくためには、身近な地域でいつでも気軽に利用でき、かつ専門的な知識を持つ従事者が対応する窓口を整備することが大切です。

本市は、障がいのある人一人ひとりのその時点でのニーズだけでなく、ライフステー

ジにあわせたニーズにもきめ細かく対応できるよう、市内外の様々な機関等が連携した相談支援ネットワークをつくります。また、あわせて相談支援に係る従事者の資質向上にも積極的に取り組みます。

方針2 制度の壁を超え、ニーズに応じた支援のしくみをつくる

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、直接提供される福祉サービスを充実させていくだけでなく、保健・医療・教育・雇用など様々な分野における支援を連携させて、より効果的・効率的に支援を提供できる体制が必要となります。

また、乳幼児期・就学期から成人期・高齢期に至るまで、一人ひとりの状況をきめ細かくとらえ、切れ目なく支援していく必要があります。

本市では、様々な制度の壁を越え、一人ひとりに応じた支援のしくみをつくります。

方針3 市民との協働による、支えあうしくみをつくる

障がいのある人の地域生活を支えていくには、公的なサービスだけでなく、地域での相互援助活動や住民活動を充実させていくことで、よりきめ細かな支援を行うことができます。また、障がいのある人がお互いを支えるピアサポート*など、当事者が支援を受ける側にも支える側にもなるといったかたちの支援もあります。

本市は、障がいのある人を支える地域の様々な資源と協働しながら、支えあうしくみをつくります。

方針4 人権を尊重し、お互いを見守る

障がいのある人への差別解消の推進は、教育、医療、福祉、公共交通、雇用など、障がいのある人の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連します。

本市は、まず市職員が「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいて、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不足や意識の偏りが是正されるよう、啓発活動に積極的に取り組みます。

*ピアサポート：ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」と言う意味で、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

けいかく きほんもくひょう 計画の基本目標

きほんもくひょう そうだんしえん ささ きばん 基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

【基本的な考え方】

- 障がいのある人やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と基幹相談支援センターや相談支援事業者との連携を強化し、より効果的かつ効率的に相談支援の提供が行えるよう、質の向上や支援体制の充実を図ります。
- 引きこもり状態の人をはじめ、様々な事情でサービス利用に結びついていないものの課題や困難を抱えている人や家族に対しても適切な支援を行えるよう、関係各課および関係機関と連携し、重層的な支援体制の構築に取り組みます。
- 地域の様々な社会資源を活用し、鴻巣・北本地域自立支援協議会の機能を充実させるなど、より地域の状況を踏まえた相談支援のネットワークの構築をめざします。
- 情報利用やコミュニケーションに支障のある視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、円滑な情報利用等ができるよう配慮し、情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ります。また、障がいの特性に応じた対応が行えるよう職員の資質向上に取り組みます。
- 聴覚に障がいのある人への理解や知識を深めるため、手話への理解や手話の普及の促進のための施策を推進します。

基本目標2 きほんもくひょう 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する ちいき じりつ せいかつ おく そだ まな じつげん
基盤づくり きばん

【基本的な考え方】

- 障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながら共に生きることの素晴らしさを実感できるような環境づくりを進めます。また、早期からの就学・進路の相談に応じられるよう、引き続き就学支援の充実を図ります。
- 一人ひとりの障がいの種別・程度・必要とする医療的ケアの内容等を考慮し、その成長段階において、日常生活における必要な支援や最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉・医療・労働等の関係分野の連携により、障がい児とその家族の意向が十分尊重され、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制をつくります。
- 障がいの特性に応じた支援が行えるよう、保育・教育に係わる専門的な人材を育成・確保し、関係機関との連携の下に乳幼児期からの一貫した相談体制や療育体制を充実します。また、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活をおくることができるよう切れ目ない支援体制を構築します。

基本目標3 きほんもくひょう 働くを実現するための基盤づくり はたら じつげん きばん

【基本的な考え方】

- 働く意欲のある障がい者が、障がいの種類や程度にかかわらず、その適性と能力に応じて多様な就労の機会を得られるよう、障がい者雇用の総合的支援を行う埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関と連携し、企業に対し、障がい者雇用の理解促進や継続雇用を支援していきます。
- 就労支援においては、就業面だけでなく、生活面にかかわる相談にも対応できるよう、障がい福祉課内に設置している障がい者就労支援センターの機能を充実させ、就労移行支援事業所等と連携を図り、より安定した就労生活が送れるよう支援します。
- 福祉的な就労の場の整備・充実を図り、利用者の工賃の向上及び施設の安定的な運営ができるよう支援します。また、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的・積極的な購入を進めます。
- 障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(障がい者活躍推進計画)に基づく取組を着実に実行し、職場環境の整備に取り組むとともに、法定の障害者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用に取り組めます。

基本目標4 ^{きほんもくひょう}暮らしを支える^{く ささ}基盤^{きばん}づくり

【基本的な考え方】

- 疾病の予防・早期発見から地域リハビリテーション、在宅医療に至る一貫した保健・医療体制の確立をめざします。なお、保健・医療、それぞれの分野でのサービス提供だけでなく、福祉分野も含め、各分野が連携を深め、より効果的かつ効率的にサービスを提供していきます。
- 障がい者が医療機関を受診したときの経済的負担の支援のため、公費負担による支援制度の周知を行い、利用促進を図ります。また、各種の経済的な支援制度についても、制度の周知を行い、障がい者の経済的支援を図ります。
- 障がいの種別や程度にかかわらず、自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加ができるよう、サービスの提供体制の整備を進めます。また、サービス利用の利便性の向上に努めます。
- 市民の障がいへの理解と協力を得ながら、生活に関わるあらゆる場面において、障壁（バリア）を取り除くための整備を推進します。
- 在宅生活を支援するサービス提供体制の確保や障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。また、市内に不足している居住機能を持つ施設等について、市内の事業者および近隣市を含めて活動している事業者の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム等の設置を働きかけていきます。
- 災害が起きた場合、または災害が起きる可能性がある場合に、障がいのある人に対して適切に情報が伝わるよう、「北本市地域防災計画」に基づき、障がいの特性に配慮した情報伝達体制を整備します。また、避難先での生活の確保に向けて、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資や機材の整備や障がいの状況に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の整備及び民間企業等との協力体制の整備を進めていきます。
- 避難行動要支援者避難支援制度を引き続き推進していくとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を進めていきます。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる機会の創出・拡大を進めていきます。
- 県等が行うスポーツ大会等の情報を積極的に提供し、参加促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。また、文化・芸術活動等の成果発表・作品展示の場の拡大を図るとともに、開催を支援していきます。
- アンケート調査(平成28年度)の結果では、希望する活動を行うために「一緒に行く仲間がいること」、「介助者・援助者がいること」、「適切な指導者がいること」など人的な支援を望む人も多いことから、今後は障がいのある人が安心して、また、気軽に文化・スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の育成に取り組めます。また、アンケート調査(令和元年度)では、「活動についての情報が提供されること」を活動に必要な条件としている人も多いことから、情報提供の充実を図ります。
- 障がいのある人が参加する行事等については、できる限り当事者の意見を聴きながら内容を企画立案するとともに、当事者や支援者がより参加しやすい環境を整えていきます。
- 視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいのある方の読書環境の整備を進めるとともに、地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付事業による視覚障がい者等が利用しやすく、読書環境の改善に資する用具について周知を行うとともに、適切に給付が行えるよう取り組んでいきます。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- 市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人のことをよく理解したうえで行動していくことができるよう、広報・啓発活動を継続的に実施していきます。特に、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどについては、十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、一層の理解促進に向けた取組を展開していきます。
- 施設や病院から地域生活への移行を進めていくうえで、地域住民の理解と協力・支援は必要不可欠であり、今後も障がいや障がいのある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていきます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが地域の人々と活動をともにすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。また、お互いを正しく理解し、ともに助けあい、支えあって生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会にもなることから、今後ともに過ごす機会の創出・拡大を進めていきます。
- ボランティアを行う人が地域で定着し活躍できるよう、北本市ボランティアセンターを中心に、積極的にコーディネート活動を進めます。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する啓発・広報活動を推進していきます。
- 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、市職員の研修等を実施するとともに、障害者差別解消法の普及啓発の一層の充実を図ります。
- 意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知や利用促進を図るとともに、権利擁護に関する啓発に努めます。
- 障がいのある人への虐待の防止・早期発見のため、障がい者虐待に関する周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携し、早期対応します。

けいかく すいしん む 計画の推進に向けて

けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

市民・関係団体・市(行政)等が手を携えながら、本計画の基本理念である「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現に向けた取り組みを進めます。市(行政)は、市長のトップマネジメントのもと、庁内関係各課が十分な連携を図り、総合的に障がい者福祉施策を推進します。

なお、障がいのある人に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設などについては、広域の見地から地域的バランスに配慮する必要があり、埼玉県では、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。

本市は、障害保健福祉圏域では「県央」、福祉事務所では「東部中央」、保健所では「鴻巣」の管轄となっています。今後は、圏域内の市町とも連携を図りながら、より効果的・効率的な計画の推進に努めます。

けいかく しんこうかんり てんけん ひょうか 計画の進行管理(点検・評価)

計画策定後は、毎年度、基本目標・個別目標の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、所要の対策を実施します。

具体的には、実施する事業・施策の進捗状況の確認や、課題の洗い出し等を行い、事業・施策の改善等に努めます。また、市民や事業者、関係機関等の取り組みについては、ヒアリングやアンケート等を行うなど状況の把握に努め、必要に応じて情報提供等の支援を行います。

なお、計画の進捗状況については、市広報紙等を活用しながら、市民への報告を行います。